

一般社団法人 是真会

在宅支援リハビリテーションセンターぎんや

訪問リハビリテーション 銀屋

◇運営方針

医学的管理下（医師の指示のもと）で理学療法士（PT）・作業療法士（OT）・言語聴覚士（ST）が実施する訪問サービスであり、その利用者が可能な限り居宅において能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、生活機能の維持もしくは回復を図ることを目的としています。



◇サービスの内容

- ・ 移動手段（歩行や車椅子など）の検討や練習
- ・ 入浴や更衣など身の周りの動作の練習
- ・ 家事動作の練習
- ・ 散歩や趣味などの余暇活動の検討
- ・ 言葉が話しにくい方やうまく食事が食べられない方に、どのような工夫が必要であるかの検討
- ・ 必要な福祉用具や住宅改修についての検討（手すり、車椅子、食具、コミュニケーション機器等）
- ・ ご自宅で行える運動や動作の指導（ご本人様、ご家族様、また必要に応じ介護サービスの担当者への指導）



◇専門職チーム（スタッフ）

医師 1 名、理学療法士 11 名、作業療法士 3 名、言語聴覚士 1 名、事務職員 1 名
(H29.4.1 現在)

◇ご利用について

営業日 月曜日～金曜日（12月30日～1月3日を除く）

※祝祭日も営業いたします

利用時間 9:00～12:00 または 13:30～16:30（1回の利用につき40～60分）

※医療保険における在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料も算定しております。
詳しくはスタッフまでお尋ねください。

お問い合わせ

TEL. 095-821-1124

〒850-0854 長崎市銀屋町4番11号

◇ご利用までの流れ

①連絡

担当の介護支援専門員又は当院訪問リハビリテーション事業所(Tel: 095-821-1124)までご連絡ください。

②情報提供書

介護支援専門員からの情報提供書と、かかりつけ医からの診療情報提供書を当事業所へ送付していただきます(初回の診療情報提供書は情報提供の一環として、介護支援専門員からかかりつけ医に依頼して下さい。なお当院退院直後から訪問リハを開始した場合は、院内紹介の形をとりますので手続きは不要です)。

③事前訪問

②の書類が届きましたら、介護支援専門員と一緒にご自宅に伺って面接を行います。面接内容は、困りごとや生活状況の確認などを行います。

④判定会議

事前訪問の結果等から訪問リハビリテーションの適応判定を総合的に実施します。適応と判定されれば、以下の手順で進めていきます。

⑤当院リハビリテーション科医師の診療

基本的には当院リハビリテーション外来へ受診して頂きます。人工呼吸器などの医学的な理由等により、通院が困難な場合は、往診で対応させて頂きます。

⑥訪問リハビリテーションの開始

必ずしもご家族様の同席は必要ありませんが、ご家族様への介助指導などが必要な際には、同席が可能な日を調整させて頂きます。



⑦定期診療

6ヶ月に1回以上、リハビリテーション科医師の診療が必要です。ただし状況・状態に応じてご依頼があればいつでも診療を行います。⑤と同様に、医学的な理由等により、通院が困難な場合は、往診で対応させて頂きます。

⑧訪問リハビリテーションの終了

目標達成や生活様式が安定すれば終了させて頂きます。終了となった後でも生活機能に変化がみられた場合や新たな希望が出てきた時には再度開始をする事ができます。その他、不明な点がありましたら、遠慮なくご連絡ください。



【お問い合わせ】

一般社団法人是真会

在宅支援リハビリテーションセンターぎんや

訪問リハビリテーション 銀屋

〒850-0854 長崎市銀屋町4番11号(担当:白石)

TEL: 095-821-1124 FAX: 095-818-3454

【アクセス】

路面電車: 賑橋電停から徒歩約6分

長崎バス/県営バス: 中央橋バス停から徒歩約8分

ホームページを開設しました

<http://www.zeshinkai.or.jp/center>

訪問リハビリテーション銀屋

検索

